

秋田市告示第222号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止するので、同法第10条第3項において準用する同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和6年7月4日

秋田市長 穂 積 志

1 廃止路線

整理番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
100060	和田8号線	河辺和田字和田154番3地先	
		河辺和田字和田170番3地先	

2 縦覧期間

令和6年7月4日から同月17日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで